

社会福祉法人江刺保育園

定款細則

社会福祉法人江刺保育園 定款細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人江刺保育園定款（以下「定款」という。）第三条の規定により、法人の管理運営及び業務執行について必要な事項を定めることを目的とする。

(業務の決定と職務権限)

第2条 定款第二四条の規定による理事会の議決事項は、別表1のとおりとする。

2 定款第二四条第1項に基づき、理事長が専決できるものとし、理事会が定めるものは別表2のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会の議決等を要する規程、規則等の制定改廃については、別表3のとおりとする。

(職務の代理・委任)

第3条 理事長が何らかの事故や病気等のため長期に渡って理事長としての業務執行ができなくなった場合、他の理事が職務を理事長代理として理事長業務を執行することはできない。その場合は直ちに新しい理事長を選任しなければならない。

2 理事長は、別表2に定める理事長専決事項の内、施設職員の任免に関すること、施設職員の労務管理・福利厚生に関すること、施設利用者の処遇に関すること、施設への寄付受入に関することは、当該施設の長に委任することができる。

第2章 評議員会

(評議員の意思表示)

第4条 評議員は、やむを得ない理由により評議員会に出席できないときは、書面により議案への賛否を表明することができる。ただし当該書面をもって出席に代えることはできない。および当該書面をもって賛否の決議に加わることはできない。

(評議員会の招集)

第5条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 評議員から定款第12条第2項による請求があった場合、理事長は速やかに評議員会を招集しなければならない。

3 理事長が評議員会を招集しようとするときは、開催日の少なくとも1週間前までに、開催の日時、場

所及び付議事項を各評議員に通知しなければならない。

- 4 招集された理事会の決議を審議する評議員会はその理事会終了後 1 週間以上の後に招集しなければならない。
- 5 当該年度の決算、事業報告はその理事会終了後 2 週間以上の後に召集しなければならない。
- 6 招集された理事会の決議を審議する評議員会はその理事会終了後 1 週間以上の後に招集しなければならない。

(評議員会議長の選出)

第 6 条 評議員会に於いて評議員の互選により議長を選出する。

- 2 評議員会議長は議事録署名人 2 名を委嘱する。

(出欠の有無)

第 7 条 評議員は、会議の招集の通知を受けたとき、その出席の有無をあらかじめ理事長に届けなければならない。

(表決の方法)

第 8 条 評議員会における表決の方法は挙手による。

- 2 議長は、評議員に異議がないと認めたときは、これを確認し、表決の手続きをとらないで可決したものととして、その旨を宣言することができる。

(議長の議決権)

第 9 条 評議員会における単純多数決（過半数で決定）要件の議案については、議長の議決権は可否同数のときに行使するものとする。

- 2 評議員会における特別多数決（3分の2以上で決定）要件の議案については、議長は最初から議決権を行使するものとする。

(欠席評議員への通知)

第 10 条 理事長は、会議を欠席した評議員に、審議の概要及び議決を書面で会議終了後 2 週間以内に通知しなければならない。

(議事録等)

第 11 条 評議員の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催年月日及び時間
- (2) 開催場所
- (3) 出席者氏名
- (4) 評議員総数（定数）
- (5) 定足数に関する規定（定款の引用）
- (6) 議事録署名人（2名の選出）

- (7) 議案
 - (8) 議案に関する発言内容
 - (9) 議案に関する表決結果
 - (10) 議長及び議事録署名人の署名または記名押印、その年月日
 - (11) 議事録の作成に係る者の氏名
- 2 作成した議事録は、提出議案及び報告書を添付して、保管するものとする。

第3章 理事会

(理事の意思表示)

第12条 理事はやむを得ない理由により理事会に出席できないときは、書面により議案への賛否を表明することができる。ただし当該書面をもって出席に代えることはできない。および当該書面をもって賛否の決議に加わることはできない。

(理事会の招集)

第13条 理事会の審議事項は、①予算執行状況 ②補正予算 ④事業経過報告(年度最終理事会は新年度計画も審議) ⑤その他 とし、定例会議は、年間4回以上開催することを原則とする。

2 前条の規定にかかわらず、緊急を要する議案があるときは、理事長は随時臨時に会議を招集することができる。

3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、開催日の少なくとも1週間前までに、開催の日時、場所及び付議事項を各理事及び監事に通知しなければならない。

(資料の提出)

第14条 理事長は、理事会において議事の審議に必要な資料等を整備作成し、事前にこれを提出するものとする。

(出席の有無)

第15条 理事は会議の招集の通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ理事長に届け出なければならない。

(開会及び閉会)

第16条 理事会の開会及び閉会は、議長が宣言する。

(表決の方法)

第17条 理事会における表決の方法は挙手による。

2 議長は、理事に異議がないと認めるときは、これを確認し、表決の手続きをとらないで可決したも

のとして、その旨を宣言することができる。

(議長の議決権)

第18条 理事会の議長は、出席した理事の互選により選出する。

2 理事会における単純多数決（過半数で決定）要件の議案については、議長の議決権は可否同数のときに行使するものとする。

3 理事会における特別多数決（3分の2以上で決定）要件の議案については、議長は最初から議決権を行使するものとする。

(欠席理事への通知)

第19条 理事長は、会議を欠席した理事、監事に、審議の概要及び議決を書面で会議終了後2週間以内に通知しなければならない。

(議事録等)

第20条 理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催年月日及び時間
- (2) 開催場所
- (3) 出席者氏名
- (4) 理事総数（定数）
- (5) 定足数に関する規定（定款の引用）
- (6) 議案
- (7) 議案に関する発言内容
- (8) 議案に関する表決結果
- (9) 理事長及び監事の署名または記名押印、その年月日
- (10) 議事録の作成に係る者の氏名

2 作成した議事録は、提出議案書及び報告書を添付して、理事長が常に閲覧できるよう保管するものとする。

第4章 監 事

(理事会・評議員への出席)

第21条 監事は、理事会及び評議員会に出席し、監査結果を報告しなければならない。ただし、議決権は有しないものとする。

(監査規程の制定)

第22条 定款第一八条の規定に基づく監事の職務及び権限に関して、監事監査規程を別に定めるものとする。

(監事監査)

第23条 監事は、前条に規定する監査のうち決算監査は、計算書類の提出を受けた日から4週間以内、または附属明細書の提出を受けた日から1週間以内の、どちらかが遅い日までに、監査報告書を作成しなければならない。

- 2 監事は、前項の監査のほか、必要と認めるときは随時監査することができる。
- 3 前項に基づき実施した監査の結果について、これを次の理事会に報告しなければならない。

第4章 役員の選任

(任期満了による選任)

第24条 理事長は、役員の任期満了前の理事会において、次期役員候補者を定め、その履歴書（賞罰欄のあるもの）とともに推薦理由を添えて評議員会に提案し、その同意を得るものとする。

- 2 理事長は、前項の同意を得た場合は、役員となるべき者から就任承諾書を徴し、その者に委嘱状を交付するものとする。

(理事長の選任)

第25条 理事長は、前条により新たに選任された役員が最初に会する理事会において、理事の中から互選により選出する。

- 2 理事長に選任された者は、就任受諾書を提出し、すみやかに登記を行わなければならない。

(欠員補充)

第26条 役員に欠員が生じた場合は、概ね3か月以内に補充選任を行うものとする。

- 2 前条の規定は、前項の欠員補充の場合に準用する。

第7章 その他

(事業計画及び予算執行の特例)

第27条 特別の事情が生じ、年度開始前に、新しい年度の事業計画及び予算が議決されなかったときは、これが議決されるまでの間、理事長は前年度に準じて事業及び予算を執行することができる。ただし、このことについては、次の理事会にその状況を報告しなければならない。

附則

この定款細則は平成29年4月1日より施行する。

平成29年8月10日 別表1を変更 基本財産の処分は評議員会の決議が必要と変更

附則

この定款細則は令和2年9月8日より施工する。

第3条 条文訂正 理事が理事長の職務を代理として執行することはできない。

第4条 条文訂正 書面による賛否によって決議することはできない。

第5条 「召集」を「招集」に訂正 2か所

第8条 3項削除 定数を満たさず評議員会が成立しない場合は書面によって全員が賛成であっても決議することはできない。

第12条 条文訂正 書面による賛否によって決議することはできない。

第13条 「召集」を「招集」に訂正 2か所

第17条 3項を削除 定数を満たさず理事会が成立しない場合は書面によって全員が賛成であっても決議することはできない。

第25条 2項を削除、3項を2項に訂正

別表1 理事、監事の解任2/3以上を理事過半数、監事2/3以上と訂正

令和5年11月7日の令和5年度第4回理事会において以下の通り変更、訂正した。

第5条3項 「ただし、緊急の場合はこの限りでない」の記述を削除

第9条3項 3項全文を削除

第11条 (11)を追記

第13条3項 第5条3項と同様

第20条 (10)を追記

第24条2項 「委嘱」を「就任」と訂正

定款細則 別表Ⅰ 評議員会及び理事会要議決要審議事項一覧表

議決事項・審議事項	評議員会での 要議決		理事会での 要議決	
	過半数 の議決	2/3 以上 の議決	過半数 の議決	2/3 以上 の議決
基本財産の処分	○		○	
決算の承認	○		○	
予算の承認			○	
事業計画及び事業報告の承認			○	
決算、社会福祉充実計画の承認	○		○	
補正予算			○	
予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄（別表 2 に掲げる以外）				○
定款の変更		○		○
合併		○		○
解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定		○		○
重要事項で理事会において必要と認める事項（評議員会の審議の必要な事柄を除く）				○
公益事業に関する事項				○
収益事業に関する事項				○
社会福祉事業に係る許認可、寄附金の募集その他の所轄庁等の許可を受ける事項			○	
定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規則の制定及び変更（別表 3 の欄に掲げるもの以外）			○	
施設長の任免その他重要な人事（別表 2 に掲げるもの以外）				○
金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約（別表 2 に掲げるもの以外）	○		○	
役員報酬等に関する規程の承認	○		○	
その他、法人の業務に関する重要事項（別表 2 に掲げるもの以外）			○	
監事の解任		○		
理事の解任	○			
理事、監事の選任	○			
理事長の選任及び解職				○
役員 の 損害賠償責任の一部免除		○		

定款細則 別表2 理事会権限のうち理事長が専決すべき日常業務として理事会が定めるもの

	理事長が専決する業務の種類	備 考
1	職員の任免に関する事	施設長の任免、表彰及び懲戒を除く。 ただし、臨時職員、非常勤職員、嘱託医師を除く有期契約職員は施設長が専決する。
2	債権の免除・効力の変更に関する事	当該免除等が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の事情があるものに限る。
3	設備資金の借入に係る契約に関する事	予算の範囲内のものに限る。
4	建設工事請負、物品購入契約等のうち、 ア 日常消費する材料、消耗品の購入 イ 施設設備の保守管理、物品の修理等 ウ 緊急を要する物品の購入等	次の金額以下に限る。 ①工事又は製造の請負 250万円 ②食料品・物品等の買入れ 160万円 ③前各号に掲げるもの以外 100万円
5	基本財産以外の固定資産の取得及び改良のための支出並びにこれらの処分	法人運営に重大な影響がないもので、且つ250万円以下のものに限る。
6	不要または使用に耐えない物品の売却または廃棄	法人運営に重大な影響がないもので、且つ160万円以下のものに限る。
7	予算上の予備費の支出	補正予算を提示する。
8	寄付金の受入に関する事	募集の決定を除く。

理事長が専決した事柄は理事会に報告する。

定款細則 別表3 (第2条第3項関係) 規程、規則の議決分掌表

項 目	評議員会での 議決	理事会での 議決	施設長の専決
定款	○	○	
定款細則		○	
経理規程		○	
役員報酬規程 (職員のもの除く)	○	○	
評議員選任・解任運用規 程細則		○	
監事監査規程		○	
契約書(重要で無い物)		○	
契約書(基本財産にかか わる物等重要なもの)	○ (合併、解散に関わる もの)	○	
苦情解決規程		○	
消防計画		○	
就業規則		○	
給与規程		○	
管理規程		○	
旅費規程		○	
育児・介護休業規則		○	
公印取扱規程		○	
臨時職員取扱規程		○	
非常勤職員取扱規程		○	
保健衛生マニュアル			○
保育実務に関するマニ ュアル			○
緊急時対応マニュアル			○

施設長が専決した事柄は理事会に報告する。

評議員会及び理事会における法定決議事項(参考資料)

	理事会	評議員会
決議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定(法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第181条) ・ 理事長の選定及び解職(理事長:法第45条の13第2項第3号、業務執行理事:法第45条の16第2項第2号) ・ 重要な財産の処分及び譲受け(法第45条の13第4項第1号) ・ 多額の借財(法第45条の13第4項第2号) ・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任(法第45条の13第4項第3号) ・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止(法第45条の13第4項第4号) ・ コンプライアンス(法令遵守等)の体制の整備(法第45条の13第4項第5号)※一定規模を超える法人のみ ・ 競業及び利益相反取引(法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条第1項) ・ 計算書類及び事業報告等の承認(法第45条の28第3項) ・ 理事会による役員の一部免除(法第45条の20第4項において準用する一般法人法第114条第1項) ・ その他の重要な業務執行の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事、監事の選任(法第43条) ・ 理事、監事の解任(法第45条の4第1項及び第2項)★ ・ 理事、監事の報酬等の決議(理事:法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、監事:法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条) ・ 理事等の責任の免除(全ての免除:法第45条の20第4項で準用する一般法人法第112条(※総評議員の同意が必要)、一部の免除:第113条第1項)★ ・ 役員報酬等基準の承認(法第45条の35第2項) ・ 計算書類の承認(法第45条の30第2項) ・ 定款の変更(法第45条の36第1項)★ ・ 解散の決議(法第46条第1項第1号)★ ・ 合併の承認(吸収合併消滅法人:法第52条、吸収合併存続法人:法第54条の2第1項、法人新設合併:法第54条の8)★ ・ 社会福祉充実計画の承認(法第55条の2第7項) ・ その他定款で定めた事項 <p>★:法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもつて決議を行わなければならない事項</p>